

静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 9 日

静岡市長

難波 喬司

静岡市条例第 59 号

静岡市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例

地球温暖化の進行をはじめとする気候変動問題は、私たちの生活環境や経済活動、自然環境に深刻な影響を及ぼしつつあり、その影響は今後さらに顕在化することが懸念されている。気候変動問題に対応し、将来にわたり持続可能な社会を構築していくためには、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、温室効果ガスの排出削減を着実に進めていくことが必要である。

温室効果ガスの排出を大幅に削減するためには、化石燃料に依存したエネルギー供給構造から転換し、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーを社会全体で最大限に活用していくことが重要である。再生可能エネルギーは、温室効果ガスの排出を抑制するだけでなく、分散型エネルギーシステムの構築や、災害時のエネルギー確保などの観点からも、その役割は一層高まっている。中でも太陽光発電は、比較的導入しやすい再生可能エネルギーを利用した発電方式として、カーボンニュートラルの実現に向けた重要な柱の一つであり、今後もその果たす役割は大きい。

しかし、太陽光発電施設の設置に伴い、森林伐採、土砂流出や濁水の発生、景観への影響、反射光による生活環境への影響、さらには廃棄も含めた適正な維持管理が実施されないなどの問題が全国各地で顕在化しており、本市でも同様の問題が一部で発生している。また、森林伐採を伴う太陽光発電施設の設置は、森林による二酸化炭素の吸収機能を損なうことになるため、太陽光発電による二酸化炭素削減効果が低くなる。

このような課題に対応するため、地域住民の理解はもとより、適切に防災、環境保全、景観等への配慮が講じられ、地域との調和が図られた太陽光発電事業となるとともに、将来にわたり、太陽光発電施設が適正に維持管理されていくことが重要であることから、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電施設の適正な設置、維持管理、廃止等について必要な事項を定め、地域との調和が図られた太陽光発電事業が適切に実施されることにより、災害の発生を防止するとともに、良好な自然環境、生活環境及び景観の保全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する施設及びその附属施設（その全部を建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置するものを除く。）で合計出力が10キロワット以上のもの（当該施設の増設により合計出力が10キロワット以上となるものを含む。）をいう。
- (2) 太陽光発電施設の設置 太陽光発電施設の新設及び増設（これらの行為のための木竹の伐採及び土地の形質の変更を含む。）をいう。
- (3) 太陽光発電事業 太陽光発電施設を用いて電気を得る事業（得られた電気の全てを自ら使用するものを含む。）をいう。
- (4) 事業者 太陽光発電事業を行う個人又は法人をいう。
- (5) 大規模太陽光発電事業者 事業者のうち、太陽光発電施設1箇所当たりの出力が1,000キロワット以上である者をいう。
- (6) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域（太陽光発電施設をため池その他の水上に設置する場合にあっては、当該水上の区域を含む。）をいう。
- (7) 設置規制区域 次に掲げる区域をいう。
 - ア 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画に定める民有林の区域及び同法第25条第1項の規定により指定された保安林
 - イ 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定により指定された地すべり防止区域
 - ウ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
 - エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の警戒区域
 - オ 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地
 - カ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条

第1項の規定に基づき指定された鳥獣保護区のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)

第7条第1項の規定により定めた市街化区域を除く区域

キ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項の規定により指定された特別地域

ク 静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号)第19条第1項の規定により指定された特別地域

ケ 南アルプス自然環境保全活用連携協議会が定める南アルプスユネスコエコパーク管理運営計画に規定する核心地域及び緩衝地域

コ 都市計画法第8条第1項第7号の風致地区として静岡市風致地区条例(平成16年静岡市条例第96号)第5条の規定により告示した区域

サ 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の農用地区域

シ 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(令和6年法律第18号)第9条第3項の規定により主務大臣が認定した増進活動実施計画に掲げる地域生物多様性増進活動の区域

ス 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律第11条第8項の規定により準用する第9条第3項の規定により主務大臣が認定した連携増進活動実施計画に掲げる連携地域生物多様性増進活動の区域

セ 「自然共生サイト」認定実施要領(令和5年3月27日付け環自計発第2303272号環境省自然環境局長決定)第3条第2項の規定により環境大臣が認定した自然共生サイト

ソ 景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定に基づき市長が定める静岡市景観計画に規定する重点地区

タ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝及び天然記念物のうち、名勝三保松原及び名勝日本平として指定された範囲

チ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づき作成される世界遺産一覧表に記載された富士山ー信仰の対象と芸術の源泉の構成資産三保松原の資産範囲及び緩衝地帯

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、必要な措置を適切かつ円滑に講ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、関係法令の規定を遵守するとともに、災害の発生を防止し、又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観の保全のために規則で定め

る必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、太陽光発電施設の設置に当たり、太陽光発電事業の計画（以下「事業計画」という。）の検討段階から第6条第1項各号に規定する者に十分な情報提供及び説明を行うとともに、その太陽光発電事業の実施について理解を求め、良好な関係を築かなければならない。

3 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、次に掲げる費用を確保しなければならない。

（1）太陽光発電施設の維持管理に要する費用

（2）太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理をするために必要な費用（以下「廃棄等費用」という。）その他の太陽光発電施設の廃止に要する費用（土地所有者等の責務）

第5条 土地の所有者及び占有者は、災害の発生を助長し、又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観を損なうおそれのある太陽光発電事業を行おうとする事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければならない。

（地域住民等への説明等）

第6条 次条の許可を受けようとする者又は第12条の規定による届出をしようとする者（以下「設置許可申請者等」という。）は、あらかじめ、次に掲げる者（以下「地域住民等」という。）に対し、事業計画の内容を説明しなければならない。この場合において、設置許可申請者等は、地域住民等の理解を得よう努めなければならない。

（1）当該申請等に係る事業区域又は事業区域に隣接する土地の全部又は一部をその区域に含む地縁による団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）の区域に居住する者及び太陽光発電事業の実施により自然環境、生活環境又は景観その他の地域環境に著しい影響を受けるおそれがある地域に居住する者

（2）当該申請等に係る事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者

（3）前号の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者

2 事業者及び設置許可申請者等は、地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずよう努めなければならない。

3 前2項の規定は、事業計画を変更する場合に準用する。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

（設置規制区域内への設置許可）

第7条 事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある太陽光発電施設の設置をしようとする者は、当該太陽光発電施設の設置の工事に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。

(設置許可の基準等)

第8条 市長は、前条の許可（以下「設置許可」という。）の申請があった場合は、当該申請に係る太陽光発電施設が規則で定める基準等に適合していると認められるときに限り、これを許可するものとする。

2 市長は、設置許可をする場合においては、この条例の施行に必要な限度において、条件を付することができる。

3 前条の規定は、設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなる前に太陽光発電施設の設置の工事に着手した場合については、適用しない。

4 設置許可は、設置規制区域の変更により事業区域の全部が設置規制区域外にあることとなったときは、その効力を失う。この場合における当該事業区域内にある太陽光発電施設については、第12条の規定による届出があったものとみなす。

(変更許可)

第9条 設置許可を受けた者は、当該設置許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 設置許可を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 前条第1項及び第2項の規定は、変更許可の場合について準用する。

(設置許可等に係る工事の着手等の届出)

第10条 設置許可又は変更許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 太陽光発電施設の設置の工事に着手し、又は工事を完了したとき。

(2) 太陽光発電施設の設置の工事を中止し、又は工事を再開したとき。

(設置許可等の取消し)

第11条 市長は、設置許可又は変更許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該設置許可又は変更許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、設置許可又は変更許可を受けたとき。

(2) 設置許可又は変更許可を受けた後、1年以上、正当な理由なく太陽光発電施設の設置又は変更許可に係る工事に着手しないとき。

(3) 第8条第2項(第9条第3項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。

(4) 第29条の規定による命令に違反したとき。

(事業計画の届出)

第12条 事業区域の全部が設置規制区域外にある太陽光発電施設の設置をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、事業計画を市長に届け出なければならない。

(誓約書の提出)

第13条 設置許可を受けた者は当該設置許可を受けたときに、前条の規定により事業計画を届け出る者は当該事業計画を届け出るときに、規則で定めるところにより、関係法令の遵守、太陽光発電施設の適正な維持管理及び廃止等に関する旨を誓約する書面を市長に提出しなければならない。

(事業計画の変更)

第14条 第12条の規定により事業計画を届け出た者は、当該事業計画に記載した事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(標識の掲示)

第15条 事業者は、太陽光発電事業を行っている間、事業区域内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(維持管理)

第16条 事業者は、太陽光発電事業を行うに当たっては、規則で定める基準に従い、その事業に係る太陽光発電施設の適正な維持管理をしなければならない。

2 事業者は、規則で定めるところにより、維持管理をするための計画(以下「維持管理計画」という。)を作成し、当該維持管理計画に従い、維持管理を行わなければならない。

3 事業者は、前項の規定により維持管理計画を作成し、又は変更したときは、規則で定めるところにより、これを公表しなければならない。この場合において、第12条の規定により事業計画を届け出た者であって、設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなったものは、当該維持管理計画を市長に届け出なければならない。

4 事業者は、事故又は土砂の流出若しくは斜面の崩壊その他の災害により、太陽光発電施設が損壊し、又は事業区域若しくは周辺地域の環境の保全上の支障が生じたときは、速やかに

復旧又は当該支障の除去のために必要な措置を講ずるとともに、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

- 5 事業者は、廃棄物の発生を抑制するため、適正な維持管理や機能向上により、太陽光発電施設の長期的な利用に努めなければならない。

(維持管理に関する定期報告)

第17条 設置許可を受けた者及び第12条の規定により事業計画を届け出た者であつて、設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなったものは、当該太陽光発電施設の設置が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

- (1) 前年度の太陽光発電施設に係る維持管理の状況
- (2) 太陽光発電施設を廃止した後の措置の方法
- (3) 第4条第3項各号に掲げる費用の確保の状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

(大規模太陽光発電事業者の保険又は共済への加入)

第18条 大規模太陽光発電事業者は、太陽光発電施設（1箇所当たりの出力が1,000キロワット以上のものに限る。）の設置の工事に着手する日から当該太陽光発電施設を廃止する日までの間、当該太陽光発電施設における太陽光発電事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済（以下「損害賠償責任保険」という。）への加入をしなければならない。ただし、当該太陽光発電施設の設置に係る期間中の損害賠償責任保険への加入にあつては、当該太陽光発電施設の設置を請け負う者が損害賠償責任保険への加入をすることで足りるものとする。

- 2 大規模太陽光発電事業者は、災害等による太陽光発電事業（太陽光発電施設1箇所当たりの出力が1,000キロワット以上のものに限る。）を行っている間の修繕又は中止に伴う撤去若しくは処分に備え、火災保険、地震保険その他必要な保険に加入しなければならない。
- 3 大規模太陽光発電事業者は、損害賠償責任保険及び前項に掲げる保険に加入した後、速やかにその加入を証する書類を市長に提出しなければならない。

(地位の承継)

第19条 設置許可を受けた者が当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は設置許可を受けた者について相続、合併若しくは分割（当該設置許可に係る太陽光発電事業の全部を承継させるものに限る。以下同じ。）があつたときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により太陽光発

電事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該設置許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。

2 前項の規定により設置許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第12条の規定により事業計画を届け出た者が当該届出に係る太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は同条の規定により事業計画を届け出た者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を承継した法人は、当該事業計画を届け出た者のこの条例の規定による地位を承継する。

4 前項の規定により事業計画を届け出た者の地位を承継した者は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

5 第1項及び第3項の規定により地位を承継した者は、遅滞なく、維持管理計画を作成するとともに第13条の誓約書を市長に提出し、当該維持管理計画に従い維持管理を行わなければならない。

6 第16条第3項の規定は、前項の規定により維持管理計画を作成した場合に準用する。

7 前条の規定は、第1項又は第3項の規定により大規模太陽光発電事業者の地位を承継した場合に準用する。

(廃止の届出)

第20条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 太陽光発電事業が廃止されたときは、当該太陽光発電事業に係る設置許可及び変更許可は、その効力を失う。

3 第1項の規定による届出をした者は、太陽光発電施設の撤去等が完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(太陽光発電施設の撤去及び処分)

第21条 事業者は、太陽光発電事業を廃止するときは、速やかに太陽光発電施設を撤去し、再使用及び再資源化に努めるとともに、関係法令に基づき適正に処分しなければならない。

(保証金の預入及び管理)

第22条 設置許可を受けようとする者（以下「設置許可申請者」という。）は、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ当該事業に係る廃棄等費用に係る現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入しなければならない。

2 前項の規定による保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。

（１）設置許可申請者が設置しようとする太陽光発電施設の出力に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第15条の13第2項の規定により経済産業大臣が定める解体等積立基準額の算出に用いる1キロワット当たりの廃棄等費用の想定額を乗じて得た額

（２）当該太陽光発電事業に係る廃棄等費用の見積額

3 第1項の規定により保証金を預入した者は、設置許可を受けるまでに、当該保証金に係る預金債権について市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を締結するとともに、当該質権の設定につき、市に対抗要件を備えさせなければならない。

4 第19条第1項の規定に基づき事業者の地位を承継した者に係る前項の規定の適用については、同項中「第1項の規定により保証金を預入した者は、設置許可を受けるまでに」とあるのは、「第19条第1項の規定により事業者の地位を承継した際に、太陽光発電施設の設置に着手していない場合にあっては太陽光発電施設の設置に着手するまでに、太陽光発電施設の設置に着手している場合にあっては第19条第2項の規定に基づく市長への届出を行った後速やかに」と読み替えるものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、既に設置規制区域内において太陽光発電事業を実施している事業者が新たに変更許可の申請（第9条第1項ただし書に規定する軽微な変更を含む。）をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。

（保証金の預入に係る公表）

第23条 市長は、前条の規定に基づき設置許可申請者が保証金の預入をしたときは、当該預入をした旨及び当該保証金の額を公表するものとする。

（保証金の使途）

第24条 市長は、設置許可を受けた者が第29条の規定による命令を受けたにもかかわらず、当該命令に係る措置の全部又は一部を履行しなかったことにより、災害の発生を防止し、又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観の保全に著しい支障が生じると認める場合は、保証金を市が行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条の規定により、災害の発生を防止し、

又は良好な自然環境、生活環境若しくは景観の保全のために講ずる措置に要する費用のうち廃棄等費用に該当するものに充てることができる。

- 2 市長は、前項の措置を講じた場合において、保証金の額が当該措置に要した費用の額より少ないときは、その差額を設置許可を受けた者に負担させることができる。
- 3 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法の規定の例によるものとする。

(質権設定契約の解除等)

第25条 市は、次に掲げる場合には、第22条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

- (1) 設置許可の申請に対して許可をしない決定をし、それを通知したとき。
 - (2) 第11条の規定に基づき、太陽光発電事業の実施に係る許可を取り消したとき。ただし、太陽光発電施設の設置の工事に着手していない場合に限る。
 - (3) 第19条第1項の規定による地位の承継があった場合において、同項の規定により地位を承継した者と新たに第22条第4項の規定により読み替えて適用する同条第3項の規定に基づく質権設定契約を締結したとき。
 - (4) 太陽光発電施設の撤去等を完了する見込みがあると市長が認めるとき。
 - (5) 太陽光発電施設の撤去等を完了したとき。
- 2 設置許可を受けた者は、太陽光発電施設の解体及び撤去並びにこれに伴い発生する廃棄物の処理のために保証金を使用するとき、第9条第1項の規定に基づく変更許可等に伴う事業計画の変更により預入をすべき保証金の額が減少するときその他相当の理由があるときは、第22条第1項の規定により預入した保証金の減額を市に申し入れることができる。
- 3 前項の規定による申入れがあった場合において、市は、保証金を減額したとしても適切に廃棄等費用が確保されていると認めるときは、保証金の減額をすることができる。
- 4 市は、前項の規定により保証金の減額をする場合は、第22条第3項の規定により締結した質権設定契約に係る手続その他の当該保証金の減額に伴い必要となる手続を行うものとし、設置許可を受けた者はこれに協力するものとする。

(指導及び助言)

第26条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者及び設置許可申請者等に対し、指導及び助言を行うことができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、太陽光発電施設の設置の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、事業区域その他関係のある場所に立ち入り、太陽光発電施設その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により、職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第28条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置又は原状回復をするよう勧告することができる。

(1) 設置許可を受けず、又は偽りその他不正な手段により設置許可を受け、設置規制区域内において太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき。

(2) 設置許可を受けた者が、変更許可を受けず、又は偽りその他不正な手段により変更許可を受け、当該設置許可を受けた内容を変更したとき。

(3) 第12条の規定による事業計画の届出をせず、又は虚偽の届出により設置規制区域外において太陽光発電施設の設置の工事に着手したとき。

(4) 第12条の規定により事業計画の届出をした者が、事業計画の変更届出をせず、又は虚偽の変更届出により当該事業の内容を変更したとき。

2 市長は、事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 正当な理由なく第26条の規定による指導に従わなかったとき。

(2) 前条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(措置命令)

第29条 市長は、事業区域における災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、事業者に対し、土砂の流出その他の災害の発生を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その者に対し、勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

(公表)

第30条 市長は、第11条の規定により設置許可を取り消し、又は前条の規定により第28条第1項に規定する太陽光発電施設の設置の中止若しくは撤去、土砂災害その他の災害の防止のため必要な措置若しくは原状回復をすること若しくは同条第2項に規定する必要な措置を講ずることを命じたときは、その旨並びに当該設置許可を取り消された者又は当該命令を受けた者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 市長は、第1項の規定による公表をしたときは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けた太陽光発電施設については、経済産業大臣にその旨を通知し、及び同法第15条の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しを求めるものとする。

（委任）

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第32条 第29条の規定に基づく命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

（1）設置許可又は変更許可を受けないで太陽光発電施設を設置した者

（2）偽りその他不正な手段により設置許可又は変更許可を受けた者

第34条 第27条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第35条 第12条又は第14条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して第32条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、附則第15項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条から第19条まで(第16条第1項及び同条第5項を除く。)及び第22条から第25条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に設置の工事に着手した太陽光発電施設(以下「既存施設」という。)については、適用しない。

(既存施設の届出)

- 3 既存施設を管理する事業者(以下「既存事業者」という。)は、事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について、令和9年4月30日までに、規則で定めるところにより、既存施設に係る太陽光発電事業の概要を市長に届け出なければならない。
- 4 既存事業者は、事業区域の全部が設置規制区域外にある既存施設について出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。

(既存施設の変更許可)

- 5 既存事業者は、事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある既存施設について出力その他の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、施行日前に当該変更に係る工事に着手した場合にあっては、この限りでない。
- 6 第6条から第11条まで、第20条第2項、第28条第1項、第29条及び第30条の規定は前項の許可について、第16条、第19条、第29条及び第30条の規定は前項の許可を受けた者について、それぞれ準用する。この場合において、第9条第3項、第11条第1号及び第2号、第20条第2項並びに第28条第1項第2号中「変更許可」とあるのは、「附則第6項において準用する第9条第1項の許可」と読み替えるものとする。

(既存施設の標識の掲示)

- 7 既存事業者は、令和9年4月30日までに、既存施設の事業区域内の公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(既存施設の維持管理)

- 8 既存施設の事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある既存事業者は、令和9年4月30日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理計画を作成し、公表するとともに、市長に届け出なければならない。ただし、設置規制区域の変更により令和9

年5月1日以降に事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなった場合は、速やかに、当該既存施設に係る維持管理計画を市長に届け出なければならない。

9 既存施設の事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある既存事業者は、市長に届け出た維持管理計画に係る既存施設について、地域住民等に対し、事業計画の内容の説明に努めるとともに、当該地域住民等の意見を踏まえ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

10 既存施設の事業区域の全部が設置規制区域外にある既存事業者は、令和9年4月30日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理計画を作成し、公表するよう努めなければならない。

11 前項の規定は、既存施設の事業区域の全部が設置規制区域外にある既存事業者が、維持管理計画を変更する場合に準用する。この場合において、同項中「令和9年4月30日までに、規則で定めるところにより、当該既存施設に係る維持管理計画を作成し」とあるのは、「当該既存施設に係る維持管理計画を変更したときは」と読み替えるものとする。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(既存施設の維持管理に関する定期報告)

12 既存施設の事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にある既存事業者及び設置規制区域の変更により事業区域の全部又は一部が設置規制区域内にあることとなった既存事業者は、当該太陽光発電施設の設置が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。

(1) 前年度の太陽光発電施設に係る維持管理の状況

(2) 太陽光発電施設を廃止した後の措置の方法

(3) 第4条第3項各号に掲げる費用の確保の状況

(4) その他市長が必要と認める事項

(既存大規模太陽光発電事業者の損害賠償責任保険等への加入)

13 既存事業者であって太陽光発電施設1箇所当たりの出力が1,000キロワット以上の既存施設を管理するものは、施行日から当該太陽光発電施設を廃止する日までの間、損害賠償責任保険、火災保険、地震保険その他必要な保険への加入に努めなければならない。

(既存事業者の地位の承継)

14 既存事業者が太陽光発電事業の全部を譲渡し、又は既存事業者について相続、合併若しくは分割があったときは、当該太陽光発電事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該太陽光発電事業の全部を

承継した法人は、当該譲渡又は相続、合併若しくは分割があった日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(準備行為)

- 15 設置許可の申請その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(検討)

- 16 市長は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。